

令和 2 年御嵩町議会第 4 回定例会会議録

1. 招集年月日 令和 2 年 12 月 4 日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 令和 2 年 12 月 4 日 午前 9 時 議長宣告
4. 会議に付された件名
 - 議案第 84 号 令和 2 年度御嵩町一般会計補正予算（第 7 号）について
 - 議案第 85 号 令和 2 年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
 - 議案第 86 号 令和 2 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
 - 議案第 87 号 令和 2 年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
 - 議案第 88 号 令和 2 年度御嵩町水道事業会計補正予算（第 2 号）について
 - 議案第 89 号 令和 2 年度御嵩町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について
 - 議案第 90 号 御嵩町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第 91 号 御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第 92 号 地方税法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
 - 議案第 93 号 指定管理者の指定について
 - 議案第 94 号 指定管理者の指定について
 - 発議第 2 号 防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書
 - 発議第 3 号 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書
 - 請願第 1 号 洞自治会 可児市兼山字古城山地内他 20 ヘクタール余の広大な太陽光発電開発事業計画に反対する請願書
 - 請願第 2 号 山田自治会 可児市兼山字古城山地内他 20 ヘクタール余の広大な太陽光発電開発事業計画に反対する請願書

議事日程第1号

令和2年12月4日（金曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

(1) 会期

(2) 会期及び審議の予定表

日程第3 諸般の報告

議長報告 3件

(1) 議員派遣報告書

(2) 定例監査実施報告書

(3) 例月現金出納検査の結果について（報告）（令和2年8月分から10月分まで）

日程第4 議案の上程及び提案理由の説明 13件

議案第84号 令和2年度御嵩町一般会計補正予算（第7号）について

議案第85号 令和2年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第86号 令和2年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

議案第87号 令和2年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第88号 令和2年度御嵩町水道事業会計補正予算（第2号）について

議案第89号 令和2年度御嵩町下水道事業会計補正予算（第2号）について

議案第90号 御嵩町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第91号 御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第92号 地方税法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第93号 指定管理者の指定について

議案第94号 指定管理者の指定について

発議第2号 防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書

発議第3号 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書

請願第1号 洞自治会 可児市兼山字古城山地内他 20ヘクタール余の広大な
る太陽光発電開発事業計画に反対する請願書

請願第2号 山田自治会 可児市兼山字古城山地内他 20ヘクタール余の広大な
なる太陽光発電開発事業計画に反対する請願書

出席議員 (11名)

議長 高山 由行	1番 清水 亮太	2番 福井 俊雄
3番 奥村 悟	5番 安藤 信治	6番 伏屋 光幸
7番 安藤 雅子	8番 山田 儀雄	10番 大沢 まり子
11番 岡本 隆子	12番 谷口 鈴男	

欠席議員 (1名)

9番 加藤 保郎

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡邊 公夫	副町長 寺本 公行
教育長 高木 俊朗	総務部長 須田 和男
民生部長 加藤 暢彦	建設部長 伊左次 一郎
企画調整 担当参事 中井 雄一郎	教育参事兼 学校教育課長 山田 徹
総務防災課長 各務 元規	企画課長 山田 敏寛
環境モデル都市 推進室長兼 まちづくり課長 渡辺 一直	亜炭鉱廃坑 対策室長 筒井 幹次
税務課長 金子 文仁	住民環境課長 石原 昭治
保険長寿課長 大久保 嘉博	福祉課長 小木曾 昌文
農林課長 高木 雅春	上下水道課長 鍵谷 和宏
建設課長 早川 均	会計管理者 可児 英治
生涯学習課長 古川 孝	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 中村 治彦	議会事務局 書記 大脇 敬之
--------------	-------------------

開会の宣告

議長（高山由行君）

おはようございます。

第3波と言われておりますコロナ禍の中、第4回定例会初日を迎えるわけですが、皆さんの中にもつい立てができたり、検温、手指消毒はもちろんのこと、コロナ禍の中での皆さん制約があるかと思われませんが、どうぞひとつ皆さんよろしくをお願いします。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しています。

したがって、令和2年御嵩町議会第4回定例会は成立しましたので、開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

なお、加藤保郎議員から本日欠席する旨の届出がありましたので、御報告いたします。

地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、よろしくをお願いします。

それでは、招集者、町長より挨拶をお願いします。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

それでは、挨拶をさせていただきます。

御嵩町議会第4回定例会の開会に当たり、町政を巡る諸課題についての所見、報告を申し上げるとともに、今回の定例会に提案いたします案件について申し述べます。

本町は、昭和30年2月1日に旧4町村の合併により、今年で65周年を迎えました。また、先日、新型コロナウイルスの感染予防対策を十分に図った上で、御嵩町制施行65周年記念式典を挙行いたしました。

私自身、このコロナ禍での式典開催自体を大いに迷いましたが、長年にわたり本町の発展のために様々な分野で御尽力いただいた町民の皆様に対し、感謝の意を込めて直接表彰させていただきたいとの思いは変えることができませんでした。現在、多人数が集まる場所に足を運ぶことに慎重にならざるを得ない状況の中、御臨席、御出席いただきました皆様に改めて心から御礼申し上げます。誠にありがとうございました。今後とも引き続き本町に対する御協力をよろしくをお願いいたします。

令和2年11月上旬以降、新型コロナウイルスの感染は全国的に急速に拡大しています。終息の兆しが見えない中、町民の皆様も不安を抱えながら日々の生活を送っておられることと思います。また、長期にわたりウイルスとの闘いの最前線に立ち続ける医療従事者の皆様の献身的な御努力に心から御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策については、引き続き国や岐阜県との迅速な情報共有及び連携した取組により、効果的な感染防止対策が推進されるよう対応に努めていく所存であります。何とかこの困難な局面を一丸となって乗り越えていきたいと思っておりますので、御協力をお願いいたします。

なお、今後年末に向けて会食の機会も増えてくるかと思いますが、自分を守り、大切な人を守り、地域と社会を守るために、いま一度最大限の警戒感を持って感染防止対策の徹底をお願いいたします。これまでのクラスター分析から、政府、新型コロナウイルス感染症対策分科会は、飲酒を伴う懇親会、大人数や長時間に及ぶ飲食、マスクなしでの会話による感染リスクを指摘しています。これらを念頭に置いて年末年始をお過ごしいただき、また体調不良を感じたときは、行動をストップして医療機関に相談、受診するよう心がけていただきますようお願いいたします。

しかしながら、どれだけ感染拡大防止に努めても、新型コロナウイルスを完全に回避することは難しく、誰もが新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者になり得るとというのが現状です。本町でも経験しましたが、各種報道では感染者やその家族等が差別や偏見等の扱いを受けたという悲しいニュースがあります。幸いにも本町においては、良識ある皆様のおかげで、感染者の詮索は多少あるものの、誹謗中傷は最近では発生していないものと考えています。今後とも、感染者や家族等に対する差別や偏見が発生しない雰囲気づくりへの協力をよろしくお願いいたします。

最近の報道では、アメリカで2社が開発したワクチンの効果が証明され、当局に緊急使用許可申請されたと報じています。副反応が心配されますが、少し光が差してきたと期待をしています。

コロナ禍における町税につきまして、現在の状況を報告させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難となった方への特例措置として、収入の減少など一定の条件を満たした場合、納付期限が1年間猶予され、またこの間の延滞金も免除される徴収猶予の特例制度が設けられております。現在のところ、固定資産税を中心に延べ36件の申請があり、猶予税額は約840万円となっております。景気の回復が見込めない中、最終的には2,000万円程度の申請がされることも考えられ、今年度の税収入に少なからず影響が出るものと想定されます。

一方で、税収入とは性質が違いますが、本町の貴重な財源の一つであるふるさとみたく応援寄附金については、町内事業者の協力により返礼品を充実させることが順調な伸びを示しております。全国各地から多くの寄附金が寄せられている状況であり、この場をお借りしそうした方々に心からお礼を申し上げます。

新庁舎整備事業につきまして、現在の状況を報告させていただきます。

現在、新庁舎基盤整備に向けた法的手続を進めるため、国や県など関係機関と調整を図るとともに、併せて新庁舎の基本計画に当たり、木の専門家や利用者となる町民の皆様など各方面の意見の集約を進めております。

議会の皆様にも、新庁舎の議会エリアについて、新庁舎等建設特別委員会協議会において設計の考え方を踏まえ、議会運営の立場から御協議いただき感謝申し上げます。

新庁舎を多くの方に快く利用していただくためには、できるだけ幅広い年代の方から意見を聞くことが重要であると考えています。しかしながら、このコロナ禍にあつては安易に人を集めることを避ける必要があるため、こちらから町民の皆様のところに出向く形で、令和2年8月31日から11月18日にかけて町内施設利用者など延べ95名からヒアリングを実施いたしました。さらには、どなたの意見も吸い上げられるよう、9月26日と10月11日には十分な感染予防対策を徹底した上で、参加人数を制限させていただきましたが、応募者全てが参加できる形で、新庁舎建設ワークショップも、少人数ではありましたが開催いたしました。ワークショップでは、新庁舎、町民ホール、多目的スペース、防災公園について、どのような施設であれば利用しやすいか、町民が使えるスペースの活用方法など使い方のアイデアを検討いただき、大変多くの参考となるプラス思考の御意見をいただきました。今後、これら町民の皆様の意見を踏まえながら基本設計を進めてまいります。

御嵩農業振興地域整備計画の変更手続について報告させていただきます。

今年度の御嵩農業振興地域整備計画の変更手続については、整備計画案の公告、縦覧を令和2年10月9日から11月9日までの32日間行いました。この計画案に対し、11月24日を期限として異議の申出を15日間受け付けましたが、異議の申出がありませんでしたので、直ちに岐阜県へ農業振興地域整備計画の変更の協議の申出を行い、11月30日付で農業地利用計画の変更に同意し、御嵩農業振興地域整備計画の変更に関する異議はありませんとの回答をいただき、12月1日付で御嵩農業振興地域整備計画変更を公告いたしました。

現在、整備計画を常時縦覧するとともに、岐阜県へ農業振興地域整備計画の変更の決定を報告いたしましたので、農業振興地域からの除外の一連の手続が終了したこととなり、今年度は新庁舎等建設用地を含む27筆2.48ヘクタールが農業振興地域から除外されることになりました。今後、新庁舎等建設用地については農地法の手続に入っておりますので、御報告させていただきます。

町内のインフラ整備につきまして、現在の状況を報告させていただきます。

本年7月の大雨により津橋川が増水し、美佐野地内において河川護岸の崩落と、主要地方道恵那御嵩線の路肩が崩落しました。河川護岸については倒木処理と土砂撤去を終えたものの、

県道については片側交互通行となっております、この地域の皆様には御不便をおかけしております。このほど、可茂土木事務所より復旧工事の発注をされたとの御報告を受けました。今後は復旧工事が完了次第、片側交互通行規制の解除がされるものと存じますので、いましばらく御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

また、一般県道井尻八百津線につきましては、谷地区の井尻ため池付近において狭小区間解消が長年の懸案事項となっておりますが、道路改良工事への調査設計を終え、このたび工事を発注されたとの御報告も受けました。多少時間はかかるようですが、狭小区間の解消に向けた工事が始まりますので、こちらにつきましても御協力をよろしくお願いいたします。

一方、本町が管理をする唯一のトンネルであります南山トンネルは、現在、補修工事を進めさせていただいており、年度内の完成を目指しております。工事の内容により片側交互通行規制が発生しておりますが、本町の主要な生活道路として長く安全に御利用いただくための事業となりますので、今後の交通規制にも御理解と御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

児童館、スポーツ施設の指定管理につきまして報告させていただきます。

町内に2施設あります児童館は、18歳未満の子供に健全な遊びを提供し、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした児童厚生施設です。また、伏見地区スポーツ施設は、町民の体力づくりやレクリエーションを進め、町民の心身の健全な発達や生活・文化の向上を目的とした施設です。

この3施設は、平成30年4月から令和3年3月までの3年間、指定管理者である一般社団法人みたけスポーツ・文化倶楽部が管理運営しておりますが、指定管理期間が令和3年3月末で満了するため新たな指定管理者の指定を行う手続を進めており、今回、指定管理者の指定と期間の議案を提出させていただきます。

中児童館については、老朽化により既に新設することとしておりましたが、それまでの2年間を指定管理期間として、一般社団法人みたけスポーツ・文化倶楽部から申請書の提出を受け、審議した結果、更新することといたしました。

一方、にこにこ館として一体的な管理運営をしている伏見児童館と伏見地区スポーツ施設は、指定管理者の選定に当たり、指定期間は指定管理者のスケールメリットを考慮した5年間として公募を行った結果、応募していただいたのは1法人のみでしたが、これまでの実績、利用状況、利用者からの信頼、地域への貢献、安全な管理運営などを観点として申請内容を十分審議した結果、今後も住民ニーズに応えた高いサービスを継続的、安定的に提供できると判断し、一般社団法人みたけスポーツ・文化倶楽部を引き続きの指定管理者として選定させていただいております。

皆様も御存じのとおり、一般社団法人みたけスポーツ・文化倶楽部は総合型地域スポーツクラブとして、みたけ健康館やあつと訪夢の指定管理業務をはじめスポーツ教室や文化教室の各種事業、サークル団体やスポーツ少年団への支援事業など地域に密着した幅広い事業を展開され、指定申請書によりますと令和2年9月末で428名のクラブ会員数を有しており、今後も指定管理者として大いに期待できると考えております。

新生児特別給付金支給事業につきまして報告させていただきます。

本町では、新型コロナウイルス対策事業として、これまで「御嵩町子育て世代応援特別給付金」や「大学生等生活支援給付金」など様々な支援事業を実施してまいりましたが、コロナ禍の不安な状況の続く中、新たな取組として新生児を抱える世帯の経済的負担を軽減し支援する「新生児特別給付金支給事業」を実施するための予算を計上させていただきました。国の特別定額給付金事業は、基準日である令和2年4月27日までが対象となり、翌日である4月28日から来年4月1日までに出生した子供は、同級生でありながら対象とはなりません。その矛盾を解消すべく、御嵩町に住民票がある新生児を対象に、その保護者に対し1人当たり10万円を支給し、子供の健やかな成長を応援していくもので、予算成立後の12月中旬から対象となる新生児のいる保護者の皆様へ御案内文書の送付を開始する予定です。また、案内文書発送以降に出生された新生児につきましては、住民環境課窓口にて出生届の提出の際に御案内をさせていただく予定です。

国内で再び感染が拡大する中、引き続き感染防止の取組を徹底するとともに、今後も安心して子供を産み育てることができる環境づくりを支援してまいりたいと考えています。

新しい生活様式に対応した町内小・中学校の運営につきまして御報告させていただきます。

学校における感染リスクを可能な限り低減した上で教育活動を継続していく必要があり、8月中旬から年末までの4か月半にわたる長い2学期の中、各小・中学校では様々な諸行事や授業の展開を創意工夫しながら実施しております。

諸行事に関しては、全ての小・中学校の修学旅行は、3密を避け、子供たちによる計画、立案等も取り入れて、県内あるいは近隣県へのバス日帰り旅行研修としました。また、運動会や体育大会は、実施時間、日程の学年等分散や競技種目を限定し、開催しています。授業については、GIGAスクール構想の実現に先駆けて、各学校でICT教材器具を活用した遠隔授業の実施を始めています。

これから合唱祭や文化発表会等を控え、フェースシールド着用やソーシャルディスタンスの確保など多くの制約がありますが、児童・生徒たちはこのコロナ禍の中での体験学習に取り組んでいるところであります。また、今後の行事等については、状況に即応し、中止もあり得ることを日頃から視野に入れてまいります。

願興寺本堂修理事業につきまして、現在の状況を報告させていただきます。

平成 29 年度よりスタートした願興寺本堂修理事業は、現在 4 年目を迎えており、本堂の解体作業が順調に進んでいます。今年度中には、本堂全ての解体が完了する見込みとなっております。解体を進めていく中で、これまでに様々な新発見がありました。子供の健やかな成長を願って、本堂内部の壁に打ちつけられたと見られる羽子板が 2 点発見されたほか、柱の種類には松や杉のほかカエデやムクの木など全部で 9 種類ほどの樹種が使われていることも分かってきました。

今回発見された羽子板や、多くの種類の樹木を柱の材料として使用する例はあまりなく、現在の本堂が再建された 430 年前には、地域の人々が願興寺本堂を何とか再建しようと、板 1 枚、柱 1 本を持ち寄って建立される現象を裏づける新たな発見ともなり、願興寺本堂をこれまで大切に守ってきた様子をうかがい知ることができます。

そして、令和 3 年度から、いよいよ本堂の組立てが始まります。組立て作業は、この後令和 8 年度まで継続していく見込みではありますが、工程の節目を考慮しての見学会の実施を計画しながら、引き続き町民の皆様をはじめ多くの方々が本町の誇る貴重な文化財である願興寺を守っていくことに御協力いただき、これからも本事業への御協力をよろしくお願いいたします。

今回提出いたします令和 2 年度一般会計補正予算の概要につきまして御説明いたします。

まず歳入についてですが、主なものとして新型コロナウイルス感染症対策事業として実施した特別定額給付金及び子育て世代特別給付金給付事業の事業費が確定したことに伴い、約 1,979 万円の減額のほか、今年度から新たに創設された法人事業税交付金 1,400 万円を計上しております。

その他、電源立地地域対策交付金の交付額決定による 929 万円や、ふるさと納税の返礼品の充実による寄附額の増加に伴い、ふるさとみたけ応援寄附金 4,000 万円を増額しているほか、新型コロナウイルスの影響を含めて、予算執行状況や事業費の確定に応じて、国・県支出金、基金繰入金、町債などの補正予算を計上しております。

歳出につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の追加事業として、新生児 1 人につき 10 万円を給付する新生児特別給付金 1,000 万円の追加をはじめ、工場誘致条例に基づく誘致企業奨励金を 3,386 万円増額、歳入でも御説明したふるさと納税に係る返礼品の経費として 1,849 万円、寄附金の同額を基金に積み立てるため 4,000 万円を計上しております。これら増額予算のほか、人事異動及び人事院勧告等による人件費の補正、各種事業費の確定もしくは執行見込みによる増減などを合わせて、補正予算額は歳入歳出とも 2,741 万 7,000 円の増額となっております。

以上、町政を巡る諸課題についての所見や御報告をさせていただくとともに、令和 2 年度一

般会計補正予算の概要について御説明申し上げました。

今回提案いたしますのは、一般会計、特別会計、企業会計の補正予算、合わせて6件、条例関係3件、その他の議決案件が2件、都合11件であります。

後ほど担当から詳細について御説明申し上げます。御審議のほどよろしくお願いいたします。御清聴ありがとうございました。

議長（高山由行君）

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

会議録署名議員の指名

議長（高山由行君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、8番 山田儀雄君、10番 大沢まり子さんの2名を指名します。

会期の決定

議長（高山由行君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る令和2年11月5日の議会運営委員会において、本日より12月11日までの8日間と決めていただきました。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日より12月11日までの8日間とすることに決定しました。

なお、会期中の議案の審議等の予定は、お手元に配付しました会期及び審議の予定表のとおり行いたいと思いますので、お願ひします。

諸般の報告

議長（高山由行君）

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。

お手元に配付してあります緑色の諸般の報告つづりを御覧ください。

議員派遣報告書、定例監査実施報告書、例月現金出納検査の結果について（報告）（令和2

年8月分から10月分まで)の報告であります。以上の3件が議長宛てにありました。その写しを配付して議長報告に代えさせていただきます。

以上で議長報告を終わります。

議案の上程及び提案理由の説明

議長（高山由行君）

日程第4、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本定例会に提出されました議案第84号から議案第94号、発議第2号及び発議第3号の計13件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件13件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

議案第84号 令和2年度御嵩町一般会計補正予算（第7号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 各務元規君。

総務防災課長（各務元規君）

おはようございます。

それでは、議案第84号 令和2年度御嵩町一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

補正予算書つづり、ピンク色の令和2年度御嵩町一般会計補正予算（第7号）の表紙をおめくりいただき、1ページをお願いいたします。

第1条第1項におきまして、歳入歳出予算の総額に2,741万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を131億5,801万6,000円とする旨規定しています。

第2条では債務負担行為の補正を、第3条では地方債の補正について規定しております。

5ページ、第2表 債務負担行為補正をお願いいたします。

本補正予算におきまして、2件の債務負担行為の追加をしております。2件とも指定管理業務に係るもので、ともに本年度内に基本協定を締結したいことから、1つ目の中児童館につきましては、期間を今年度から令和4年度までとし、限度額は1,683万8,000円、2つ目の伏見児童館につきましては、期間を今年度から令和7年度までとし、4,620万円を限度額とした債務負担行為を設定しております。

6ページに参りまして、第3表 地方債補正で2件の変更をしております。

変更の1つ目、消防防災設備整備事業は、防災行政無線デジタル化事業が完了し、金額が確定したことに伴い、限度額を1,440万円減額し、1億2,260万円に変更するものです。

2つ目、空調設備改修事業は、限度額を1,190万円減額し、4,100万円とするもので、一般社団法人の省エネルギー投資促進に向けた支援補助金の内示があったことに伴い、起債額を減額するものです。

いずれの起債につきましても、起債の方法、利率、償還方法に変更はございません。

次に、歳入の説明をいたしますので、9ページをお開きください。

款14 国庫支出金、項01 国庫負担金は、通所系サービスの利用増加に伴い、障害者自立支援給付費負担金90万円の増額。

項02 国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対策事業として実施した特別定額給付金及び子育て世帯への臨時特別給付金の給付事業が確定したことに伴う減額、障害者地域生活支援事業費補助金は事業費確定に伴う減額で、合わせて1,984万9,000円の減額です。

項03 委託金は、税制改正に伴うシステム改修に係る国民年金事務費交付金で2万5,000円の増額。

10ページをお願いします。

款15 県支出金、項01 県負担金は、国庫負担金同様、通所系サービスの利用増加に伴う障害者自立支援給付費負担金の増額、伏見地区地籍調査事業確定に伴う減額、合わせて111万3,000円の減額です。

項02 県補助金、目01 総務費県補助金は、電源立地地域対策交付金の交付決定により、原子力分、水力分、合わせて929万2,000円の増額。

目02 民生費県補助金の岐阜県後期高齢者医療制度円滑運営補助金は、広域連合のシステムの改修に伴う増額、障害者地域生活支援事業費補助金は、国庫補助金同様、事業確定に伴う減額、障害児通所支援事業所継続支援事業費補助金は、コロナの影響を受け減収等があった事業所を支援する補助金の増額で、合わせて117万1,000円の増額。

目03 衛生費県補助金の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金は、産後ケア事業及び対策に係る補助金で13万9,000円の増額。

目04 農林水産業費県補助金は、コロナの影響により鳥獣対策事業の見合せ及び補助内示がなかったことによる機構集積支援事業補助金の皆減のほか、ふしみ営農のコンバイン購入に対するスマート農業技術導入支援事業費補助金の追加で、合わせて578万6,000円の増額です。

11ページをお願いします。

項03 委託金は、国勢調査の事業見込み及びコロナの影響により人権啓発事業を中止したことに伴い、合わせて94万8,000円の減額。

款 16 財産収入は、リニア中央新幹線事業に伴う押山地区の町有土地売却収入を 416 万 2,000 円増額。

款 17 寄附金のふるさとみたく応援寄附金は、返礼品人気で見込みにより 4,000 万円を増額。

款 18 繰入金は、財源調整として財政調整基金繰入金を 627 万 9,000 円減額。

目 02 ふるさとふれあい振興基金繰入金は、新型コロナの影響で事業の見合せ及び事業費確定により 679 万 6,000 円の減額です。

12 ページ、款 20 諸収入は、国勢調査の人件費減額に伴い、雇用保険加入者保険料を減額、コロナの影響により事業を見合わせた各種教室等参加者負担金の減額、中公民館空調設備改修事業に対する一般社団法人からの補助内示額の増額、合わせて 1,322 万 7,000 円の増額。

款 21 町債につきましては、先ほど第 3 表で御説明申し上げたとおりでございます。

最後、款 22 法人事業税交付金は、今年度から新設された交付金で、県に納入された法人事業税から交付されるもので、1,400 万円を追加しています。

13 ページをお願いします。

歳出です。

今回の補正におきましては、職員の人事配置の変更や、人事院勧告による職員、特別職、議員の期末手当など、それぞれの科目で増減しておりますが、24 ページ以降に給与費明細書を掲載しておりますので、人件費関係は省略して説明させていただきます。

また、新型コロナウイルスの影響により、夏祭りや敬老会など中止・延期した事業のほか、事業費の確定、今後の見込みの精査をしておりますので、減額補正については省略させていただきます、増額補正を中心に説明させていただきます。

款 02 総務費の項 01 総務管理費、目 01 一般管理費の節 07 報償費 1,400 万円、節 11 役務費 98 万 5,000 円、節 13 ポータルサイト利用料 350 万 9,000 円は、ふるさとみたく応援寄附金の増加見込みによる増額です。

14 ページ、目 04 電算管理費は、県道の改良工事に伴い、ケーブルテレビ用の柱の移設に必要な修繕料 82 万 5,000 円を増額。

目 11 企業立地推進費は、グリーンテクノみたく内の企業の工場拡張に伴い、御嵩町工場誘致条例に基づく誘致企業奨励金 3,386 万の増額。

目 16 基金費は、歳入と同額のふるさとみたく応援寄附金を基金に積み立てるもので、4,000 万円の増額です。

目 17 新型コロナウイルス感染症対策費は、ページをめぐっていただき 15 ページ、節 18 負担金、補助及び交付金の中ほどですが、今回新たに新生児 1 人につき 10 万円を給付する新生児特別給付金 1,000 万円と、関連する事務経費 2 万 4,000 円を増額する一方、特別定額給付金

や子育て世帯臨時特別給付金など事業完了により総額 2,812 万 6,000 円減額し、合わせて 1,810 万 2,000 円減額しています。

16 ページへ参りまして、2 段目の表、項 04 選挙費は、令和 3 年 1 月の岐阜県知事選挙費に係る電算処理業務委託料 45 万 7,000 円を増額しています。

17 ページをお願いいたします。

款 03 民生費の項 01 社会福祉費の 2 行目、目 02 国保年金事務等取扱費は、税制改正対応のため、国民年金システム改修委託料 2 万 5,000 円を追加、1 行飛んで目 04 老人福祉費の節 27 繰出金は、人件費に対応するため 8 万円を、その下、目 05 介護保険費は、介護審査会システム改修に伴い 36 万 7,000 円を、それぞれ介護保険特別会計繰出金として増額、最下段、目 08 後期高齢者医療費の節 27 繰出金は、広域連合電算処理システム改修に伴い、後期高齢者医療特別会計繰出金 14 万 9,000 円を増額。

18 ページ、目 09 障がい福祉費の節 10 需用費は、あゆみ館の空調室外機の修繕料 94 万 6,000 円を増額、節 19 扶助費は、利用増に伴う障害者自立支援給付費と、コロナの影響を受けた通所支援事業所への支援助成費、合わせて 315 万 7,000 円を増額しています。

19 ページをお願いします。

款 04 衛生費の目 02 予防費は、県外医療機関での予防接種に対応するため、予防接種助成金 8 万 7,000 円を増額、目 03 母子保健費は、コロナ禍における産後ケア対策として消耗品費 13 万 9,000 円を増額。

20 ページ、款 06 農林水産業費、目 03 農業振興費、節 18 の補助金は、ふしみ営農のコンバイン購入に対するスマート農業技術導入支援事業補助金及び営農用機械整備事業補助金で、合わせて 1,013 万 9,000 円の増額です。

飛んで 22 ページをお願いします。

款 10 教育費、項 01 教育総務費の節 11 役務費は、スキー研修を中止した場合に備えて、手数料 9 万 9,000 円増額。

項 04 生涯学習費、目 02 公民館費は、複写機の機種を変更したことに伴う事務機器借上料 4 万円を増額。

23 ページをお願いします。

項 05 保健体育費の目 03 学校給食センター費の工事請負費では、老朽化した電気設備更新に係る工事費 108 万 2,000 円を増額しています。

最後に、人件費の補正を行っておりますので、24 ページから 26 ページには給与費明細書を、また、債務負担行為、地方債の補正を行っておりますので、27 ページと 28 ページにそれぞれ調書を掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第 84 号 令和 2 年度御嵩町一般会計補正予算（第 7 号）の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高山由行君）

次に行く前に、今総務防災課長が途中で少しえらそうでしたけど、アクリル板を設置しましたので、マスクのつけるつけないは個人の判断にしますので、どうしても外すのが嫌だという方はそのままやっただけであればいいですが、外しても構いませんので、楽なほうを選んでください。よろしく申し上げます。

続きまして、議案第 85 号 令和 2 年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について、議案第 86 号 令和 2 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について、議案第 87 号 令和 2 年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、以上 3 件、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 大久保嘉博君。

保険長寿課長（大久保嘉博君）

それでは、議案第 85 号、第 86 号、第 87 号の 3 件を続けて御説明させていただきます。

初めに、議案第 85 号 令和 2 年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について説明をさせていただきます。

補正予算書つづりの中の黄色の表紙の裏、1 ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 23 億 4,746 万 8,000 円とするものです。

4 ページをお願いいたします。

先に下段、歳出から説明させていただきます。

款 02 保険給付費、退職被保険者等療養給付費ですが、国民健康保険団体連合会から退職者診療請求の請求があり、1 万 9,000 円の増額となります。

上段、歳入です。

款 03 県支出金、保険給付費等交付金は、さきに申しました歳出、退職被保険者等療養給付費に対する交付金として、1 万 9,000 円の増額となります。

以上で、議案第 85 号 令和 2 年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）の説明を終わります。

続きまして、議案第 86 号 令和 2 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について説明させていただきます。

補正予算書つづりの薄紫色の表紙の裏、1 ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 14 万 9,000 円を追加し、歳入歳出

予算の総額を2億4,305万6,000円とするものです。

それでは、4ページをお願いいたします。

こちらから歳出から説明をさせていただきます。

款01 総務費、一般管理費は、税制改正におけます個人所得課税の見直しに伴います後期高齢者医療システム改修委託といたしまして14万9,000円の増額となります。

次に上段、歳入です。

款04 繰入金は、さきに申しました歳出、システム改修委託費に対する一般会計からの事務費繰入金として14万9,000円の増額となります。

以上で、議案第86号 令和2年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

最後に、議案第87号 令和2年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明をさせていただきます。

補正予算書つづりのオレンジ色の表紙の裏、1ページをお願いいたします。

今回の補正は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億5,045万4,000円とするものです。

それでは、6ページをお願いいたします。

こちらから先に歳出から説明をさせていただきます。

款01 総務費、認定審査費は、認定審査会システム改修に伴います可児市・御嵩町認定審査会負担金36万7,000円の増額となります。

款05 地域支援事業費、項01 介護予防・日常生活支援総合事業費は、会計年度任用職員の費用弁償として1万円の増額、項02 包括的支援事業・任意事業費は、包括支援センター職員人件費として7万円の増額となります。

7ページから8ページにかけて、人件費に関する明細がございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

戻っていただき、5ページをお願いいたします。

歳入です。

款06 繰入金は、先ほどの歳出、可児市・御嵩町認定審査会負担金に対する事務費繰入金36万7,000円、会計年度任用職員、包括支援センター職員の人件費に対する地域支援事業繰入金8万円、合わせて一般会計からの繰入金44万7,000円の増額となります。

また戻っていただき、3ページをお願いいたします。

こちらは、伏見にここに館内にあります伏見地区スポーツ施設の指定管理に関する債務負担行為となります。

期間は、基本協定を締結させていただき今年度から令和7年度まで、限度額は1,710万円となります。

9ページをお願いいたします。

こちらは、債務負担行為での支出に関する財源内訳となっております。

なお、財源内訳額につきましては、今年度の負担金の割合で算定しております。

以上で、議案第87号 令和2年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

以上で、議案第85号、86号、87号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（高山由行君）

議案第88号 令和2年度御嵩町水道事業会計補正予算（第2号）について、議案第89号 令和2年度御嵩町下水道事業会計補正予算（第2号）について、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 鍵谷和宏君。

上下水道課長（鍵谷和宏君）

議案第88号及び第89号について説明させていただきます。

初めに、議案第88号 令和2年度御嵩町水道事業会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

補正予算つづりの水色の表紙裏面の1ページをお願いします。

第1条は、本会計の補正予算（第2号）を定める総則。

第2条は、本会計予算の第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額の補正です。

収入の第1款水道事業収益を6万4,000円減額し、6億4,250万6,000円に、支出の第1款水道事業費用を同額の6万4,000円減額し、6億4,250万6,000円に補正するものです。

第3条は、本会計補正予算（第1号）第3条に定めた他会計からの補助金を3,657万円から39万4,000円減額し、3,617万6,000円に改める補正です。

次の2ページは、補正予算実施計画、3ページからは令和2年度予定貸借対照表、6ページからは注記となっておりますので、後ほどお目通しのほどお願いし、8ページをお願いします。

補正予算実施計画明細書です。

収益的収入及び支出といたしまして、収入の款1水道事業収益、項1営業収益、節1水道使用料は、新型コロナウイルス感染症対策として一般会計から補助金を受けて、水道料金の6月請求分の1か月分を減免した事業費の確定により、使用料33万円増額、項2営業外収益、節1他会計補助金は、同じく減免事業費の確定により、一般会計からの補助金39万4,000円減

額。

支出の款1 水道事業費用、節 22 委託料は、水道料金減免に係るシステム改修業務委託料確定により、6万4,000円減額です。

次の9ページから10ページは、令和2年度予定キャッシュ・フロー計算書です。後ほどお目通しのほどよろしくお願いいたします。

以上で、議案第88号 令和2年度御嵩町水道事業会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第89号 令和2年度御嵩町下水道事業会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

補正予算つづりの緑色の表紙裏面の1ページをお願いします。

第1条は、本会計補正予算（第2号）を定める総則。

第2条は、本会計予算の第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額の補正です。

収入の第1款下水道事業収益を85万円減額し、7億15万円に、支出の第1款下水道事業費用を715万円増額し、6億1,915万円に補正するものです。

第3条は、本会計予算の第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額の補正です。

収入の第1款資本的収入を85万円増額し、2億1,085万円に。

2ページをお願いいたします。

支出の第1款資本的支出を85万円増額し、5億5,115万円に補正するものです。

次の3ページは補正予算実施計画、5ページからは令和2年度予定貸借対照表、8ページからは注記となっておりますので、後ほどお目通しのほどお願いし、10ページをお願いいたします。

補正予算実施計画明細書です。

収益的収入及び支出といたしまして、収入の款1 下水道事業収益、節1 他会計補助金は、人件費に係る一般会計補助金85万円減額。

支出の款1 下水道事業費用、目3 総係費の節1 給料、節2 手当、節5 法定福利費の人件費を、合わせて85万円減額、目4 流域下水道維持管理負担金は、年間汚水排水量増加見込みにより800万円増額です。

11ページをお願いします。

資本的収入及び支出です。

収入の款1 資本的収入の節1 他会計補助金は、人件費に係る一般会計補助金85万円増額。

支出の款1 資本的支出、目1 下水道施設費の節1 給料、節2 手当、節5 法定福利費の人件費を合わせて85万円増額です。

次の12ページから13ページは、令和2年度予定キャッシュ・フロー計算書です。後ほどお目通しのほどよろしくお願いいたします。

以上で、議案第89号 令和2年度御嵩町下水道事業会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高山由行君）

ここで、暫時休憩をいたします。再開予定時刻は10時20分とします。

午前10時03分 休憩

午前10時19分 再開

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開します。

議案第90号 御嵩町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 各務元規君。

総務防災課長（各務元規君）

それでは、議案第90号 御嵩町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

改正条例案は、議案つづりの3ページのとおりですが、資料にて説明申し上げますので、資料つづり1ページをお願いいたします。

今回の条例改正の趣旨としましては、防災行政無線をアナログ式からデジタル式へ移行するためと、難聴地域解消のため、親局など設備を整備したことに伴うものでございます。

改正の概要としましては、無線施設の種別及び位置の追加と修正を行うもので、具体的には陸上移動中継局2か所と、再送信子局4か所について追加し、基地局と通信所の位置について修正するほか、所要の修正を行うものです。

この条例の施行日は、附則において公布の日とすることを規定しています。

2ページ以降の新旧対照表につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第90号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高山由行君）

議案第91号 御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第92号 地方税法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 大久保嘉博君。

保険長寿課長（大久保嘉博君）

それでは、議案第 91 号、議案第 92 号の 2 件を続けて御説明させていただきます。

初めに、議案第 91 号 御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明させていただきます。

お手元の議案書つづりは 5 ページ、資料つづりは 4 ページをお願いいたします。

資料つづりにて説明をさせていただきますので、資料つづり 4 ページをお願いいたします。

では、資料つづりにて説明をさせていただきます。

改正の趣旨でございますが、平成 30 年度税制改正において、個人所得課税の見直しが行われ、令和 2 年 9 月 4 日地方税法施行令が改正されたことを受け、関係する条例の改正を行うものです。

改正の内容は、第 23 条、国民健康保険税の減額要件といたしまして、7 割軽減、5 割軽減、2 割軽減の基礎控除額相当分を 33 万円から 43 万円に増額し、同一世帯に給与所得、公的年金所得を有する納税義務者並びに被保険者及び後期高齢者が 2 人以上いる場合は、2 人目から 1 人当たり基礎控除額相当分の 43 万円に 10 万円を加算するよう改正し、それに伴い附則第 2 項の語句を改正いたします。

施行日は、令和 3 年 1 月 1 日。

資料の 5 ページから 9 ページに新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第 91 号 御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明を終わります。

続きまして、議案第 92 号 地方税法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを説明させていただきます。

お手元の議案書つづりは 7 ページ、資料つづりは 10 ページをお願いいたします。

資料つづりにて説明をさせていただきます。

改正の趣旨でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が、令和 2 年 3 月 31 日に公布され、令和 3 年 1 月 1 日から施行されることに伴い、関係条例の一部を改正するものです。

今回、改正させていただく条例は、御嵩町督促手数料及び延滞金条例、御嵩町道路占用料徴収条例、御嵩町公共下水道事業受益者負担に関する条例、御嵩町介護保険条例、御嵩町後期高齢者医療に関する条例の 5 つとなっており、全て改正の内容が同じのため、一括で上程をさせていただきます。

改正の内容は、次の 2 つの語句を改めます。

1 つ目、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改めます。

なお、延滞金特例基準割合とは、平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合のことをいいます。

2つ目、「当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合」を「平均貸付割合」に改めます。

なお、平均貸付割合とは、各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸付約定平均金利の合計を12で除して得た割合とし、各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合のことをいいます。

施行日は、令和3年1月1日。

資料の11ページから15ページに、それぞれの条例に関する新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第92号 地方税法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての説明を終わります。

以上で、議案第91号、第92号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（高山由行君）

議案第93号 指定管理者の指定について、議案第94号 指定管理者の指定について、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

福祉課長 小木曾昌文君。

福祉課長（小木曾昌文君）

議案第93号 指定管理者の指定について説明いたします。

議案つづりの9ページをお開きください。

御嵩町児童館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、中児童館。

指定管理者となる団体の名称は、岐阜県可児郡御嵩町中2777番地28、一般社団法人みたけスポーツ・文化倶楽部、代表理事 松浪保夫。

指定期間は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間です。

指定管理者選定に係る説明は資料にて行いますので、資料つづりの16ページをお開きください。

現在、中児童館の指定管理者の指定期間が令和3年3月31日で満了するため、改めて指定管理者の指定を行う必要があり、その選定を進めてきましたが、その経緯に関しまして指定管理者選定に係る報告書1. 指定管理者の選考について、中児童館の指定管理者の指定期間

は、中児童館の新築移転までの2年間として、指定管理者を公募によらず継続指名による選考といたしました。

2. 選考の経緯として、一般社団法人みたけスポーツ・文化倶楽部から申請書の提出を受け、御嵩町指定管理者選考委員会により面接審査を令和2年11月1日に行い、審査した結果を踏まえて選定をしております。

3. 選考結果にありますとおり、安定した管理のための経営基盤及び人材の確保のほか、4つの選考基準を基に指定申請書、面接ヒアリング、指定管理業務評価シートなどにより審査し、一般社団法人みたけスポーツ・文化倶楽部を指定することが妥当と判断し、選定に至っております。

次の18、19ページには指定管理業務評価シートを、次の20、21ページには収支一覧を掲載しておりますので、併せてお目通しをください。

続きまして、議案第94号 指定管理者の指定について説明いたします。

議案つづりの10ページをお開きください。

御嵩町児童館及び御嵩町スポーツ施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、伏見児童館と伏見地区スポーツ施設。

指定管理者となる団体の名称は、岐阜県可児郡御嵩町中2777番地28、一般社団法人みたけスポーツ・文化倶楽部、代表理事 松浪保夫。

指定期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間です。

指定管理者選定に係る説明は資料にて行いますので、資料つづりの22ページをお開きください。

現在、伏見児童館及び伏見地区スポーツ施設の指定管理者の指定期間が令和3年3月31日で満了とするため、改めて指定管理者の指定を行う必要があり、その選定手続を進めてまいりましたが、その経緯に関しまして指定管理者選定に係る報告書1. 指定管理者の選考について、伏見児童館と伏見地区スポーツ施設の指定管理にあつては、事業者のスケールメリットを考慮して、指定期間を5年間として公募いたしました。

2. 選考の経緯として、一般社団法人みたけスポーツ・文化倶楽部より申請書の提出があり、御嵩町指定管理者選考委員会により面接審査を令和2年11月11日に行い、審査した結果を踏まえて選定をしております。

3. 選考結果にありますとおり、安定した管理のための経営基盤及び人材の確保のほか、4つの選考基準を基に指定申請書、面接ヒアリング、指定管理業務評価シートなどにより審査し、一般社団法人みたけスポーツ・文化倶楽部を指定することが妥当と判断し、選定に至っております。

ます。

次の 24、25 ページには伏見児童館の指定管理業務評価シートを、26、27 ページには伏見地区スポーツ施設の指定管理業務評価シートを、また 28、29 ページには収支一覧を掲載しておりますので、併せてお目通しください。

以上で、議案第 93 号及び議案第 94 号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高山由行君）

発議第 2 号 防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書について、議会事務局長に朗読をさせます。

議会事務局長 中村治彦君。

議会事務局長（中村治彦君）

それでは、発議第 2 号を朗読します。

令和 2 年御嵩町議会第 4 回定例会議案その 2 の 1 ページを御覧ください。

発議第 2 号

防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書

防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書を次のとおり提出する。

令和 2 年 12 月 4 日提出

提出者	御嵩町議会議員	山 田 儀 雄
賛成者	〃	伏 屋 光 幸
〃	〃	奥 村 悟
〃	〃	清 水 亮 太

防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書

近年の豪雨、高潮、暴風・波浪、地震、豪雨など、気候変動の影響等による気象の急激な変化や自然災害の頻発化・激甚化に我が国はさらされている。このような自然災害に事前から備え、国民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化は、一層重要性が増しており、喫緊の課題となっている。

こうした状況を受け、国においては、国民経済や生活を支え、国民の生命を守る重要インフラ等の機能維持のための対策に、令和 2 年度までに集中的に取り組むこととしている。

本町においても、激甚化・頻発化する豪雨災害や切迫する南海トラフ地震などの大規模自然災害から町民の生命を最大限に守るため、防災拠点等へのアクセス整備が必要不可欠となる。

そのため、国道 21 号線可児御嵩バイパス 4 車線化等による道路ネットワークの機能強化をはじめ、河川改修や農業及び林業生産基盤などの社会資本の整備を早急に進めていく必要がある。

よって、国会及び政府においては、これらの状況を踏まえ、あらゆる災害の未然防止と発生後の迅速な対応に向け、地方創生の取組とともに連携した国土強靱化対策のより一層の推進が図られるよう、下記事項に特段の措置を講じることを強く要望する。

記

- 1 令和 2 年度末期限の「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」の更新と拡充を行うこと。
- 2 気候変動への適応を進める「適応復興」の考え方を踏まえて国土強靱化の取組みを強化するとともに、「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」の後に続く、新たな計画を策定し、引き続き、防災・減災対策に係る予算を計画的かつ安定的に別枠で確保すること。また、同緊急対策に含まれていないインフラ老朽化対策など対象事業を拡充すること。
- 3 地方の社会資本整備を着実に推進するため公共事業の安定的かつ持続的な総額を確保すること。また、その配分に当たっては、社会資本整備の遅れている地方に影響が生じないように十分配慮すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

岐阜県御嵩町議会

衆 議 院 議 長 様
参 議 院 議 長 様
内 閣 総 理 大 臣 様
財 務 大 臣 様
総 務 大 臣 様
国 土 交 通 大 臣 様
内 閣 官 房 長 官 様
内閣府特命担当大臣（防災海洋政策）・国土強靱化担当大臣 様

以上でございます。

議長（高山由行君）

朗読が終わりましたので、ここで発議第 2 号 防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書について、提出者より説明を求めます。

8 番 山田儀雄君。

8 番（山田儀雄君）

ただいま、意見書につきましては局長が朗読したとおりでございます。

私からはその背景等について申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

近年、大規模な自然災害が全国各地で発生しており、今年の7月豪雨は長期間にわたり熊本県を中心に九州地方や、県内では下呂市など日本各地で集中豪雨が発生し、大きな爪痕を残しました。このような災害は、いつどこで起こるかも分かりません。百年に一度の災害が毎年どこかで起きている、そんな現状であります。本町も例外ではありません。

このように、激甚化・頻発化している自然災害や、切迫する南海トラフ巨大地震などの大規模災害から町民の生命を最大限に守るため、防災・減災のさらなるインフラ整備、老朽化対策は必要不可欠となります。

そのため、令和2年度で期限を迎える防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策については、インフラの老朽化対策や気候変動への対応など近年の情勢を踏まえ、事業の充実をした上、延長することを要望するため、今定例会において発議を提出する次第であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高山由行君）

続きまして、発議第3号 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書について、議会事務局局長に朗読をさせます。

議会事務局長 中村治彦君。

議会事務局長（中村治彦君）

それでは、発議第3号を朗読します。

発議第3号

不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書

不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書を次のとおり提出する。

令和2年12月4日提出

提出者	御嵩町議会議員	大 沢 まり子
賛成者	〃	谷 口 鈴 男
〃	〃	岡 本 隆 子
〃	〃	安 藤 雅 子

不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書

日本産科婦人科学会のまとめによると、2018年に不妊治療の一つである体外受精で生まれた子どもは5万6,979人となり、前年に続いて過去最高を更新したことが分かった。これは実

に 16 人に 1 人が体外受精で生まれたことになる。また晩婚化などで妊娠を考える年齢が上がり、不妊に悩む人々が増えていることから、治療件数も 45 万 4,893 件と過去最高となった。

国においては、2004 年度から、年 1 回 10 万円を限度に助成を行う「特定不妊治療助成事業」が創設され、その後も助成額や所得制限などを段階的に拡充してきている。また、不妊治療への保険適用もなされてきたが、その範囲は不妊の原因調査など一部に限られている。保険適用外の体外受精や顕微授精は、1 回当たり数十万円の費用がかかり何度も繰り返すことが多いため、不妊治療を行う人々にとっては過重な経済負担になっている場合が多い。

厚生労働省は、不妊治療の実施件数や費用などの実施調査を 10 月から始めているが、保険適用の拡大および所得制限の撤廃も含めた助成制度の拡充は、早急に解決しなければならない喫緊の課題である。

そこで、政府におかれては、不妊治療を行う人々が、今後も安心して治療に取り組むことが出来るよう、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

記

- 1 不妊治療は一人一人に最適な形で実施することが重要であるため、不妊治療の保険適用の拡大に当たっては、治療を受ける人の選択肢を狭めることがないように十分配慮すること。具体的には、現在、助成対象となっていない「人工授精」をはじめ、特定不妊治療である「体外受精」や「顕微授精」さらには「男性に対する治療」についてもその対象として検討すること。
 - 2 不妊治療の保険適用の拡大が実施されるまでの間については、その整合性も考慮しながら、所得制限の撤廃や回数制限の緩和など既存の助成制度の拡充を行うことにより、幅広い世帯を対象とした経済的負担の軽減を図ること。
 - 3 不妊治療と仕事の両立できる環境をさらに整備するとともに、相談やカウンセリングなど不妊治療に関する相談体制の拡充を図ること。
 - 4 不育症への保険適用や、事実婚への不妊治療の保険適用、助成についても検討すること。
- 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

岐阜県御嵩町議会

内閣総理大臣 様

厚生労働大臣 様

以上でございます。

議長（高山由行君）

朗読が終わりましたので、ここで発議第 3 号 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書

について、提出者より説明を求めます。

10 番 大沢まり子さん。

10 番（大沢まり子君）

ただいま事務局長に朗読していただきました不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書について御説明申し上げます。

全国的に晩婚化などで不妊に悩む夫婦が増え、5.5 組に 1 組の夫婦が不妊治療や検査を経験していると言われていています。

菅首相が就任後初の会見で、不妊治療への保険適用の拡大を目指すことを表明されました。

意見書にもございますが、日本産婦人科学会の調査によれば、2018 年に不妊治療の一つである体外受精で生まれた子供は 5 万 6,979 人で過去最高となりました。この年の出生数は 91 万 8,400 人で、約 16 人に 1 人が体外受精で生まれたこととなります。私たちの周りでも決して珍しい話ではございません。

国におきましては、2004 年度に年 1 回 10 万円を限度に助成を行う特定不妊治療助成事業が創設をされ、その後も助成金の増額、所得制限など段階的に拡充をされてきました。また、地方自治体独自の上乗せも実現しております。御嵩町におきましても、一般不妊治療への助成を行っていただいております。

しかし、不妊治療への保険適用は、今のところ一部に限られています。不妊治療の費用が、通院開始から 500 万円を超えたという御夫婦も見えます。あまりに過剰な負担でもあり、保険適用の範囲を広げていくべきであります。

その中で段階的な保険適用の拡大を進めるに当たって、治療を受ける人の選択肢を狭めることがないように十分な配慮をお願いしたい。保険適用の拡大が実施されるまでの間は、整合性も考慮しながら既存の助成制度の拡充を行うことにより、経済的負担の軽減を図るようお願いしたい。また、不妊治療と仕事の両立できる環境を整備しつつ、相談体制の拡充を図っていただきたい。さらに、不育症、事実婚への不妊治療の保険適用、助成について検討していただきたい。

以上のことから、子供を望む人々が今後も安心して治療に取り組むことができるよう、国に対し意見書を提出するものでございます。

皆様方の御賛同をいただき、意見書が採択されますよう御審議のほどよろしく願いをいたします。ありがとうございました。

請願の委員会付託

議長（高山由行君）

日程第5、請願の委員会付託を行います。

本日までに受理した請願は、お手元に配付しました請願つづりのとおりです。

請願第1号 洞自治会 可児市兼山字古城山地内他 20 ヘクタール余の広大な太陽光発電開発事業計画に反対する請願書、請願第2号 山田自治会 可児市兼山字古城山地内他 20 ヘクタール余の広大な太陽光発電開発事業計画に反対する請願書を議題とします。

以上2件、議会事務局長に朗読させます。

議会事務局長 中村治彦君。

議会事務局長（中村治彦君）

それでは、請願第1号、第2号を朗読いたします。

ピンクの表紙、請願つづりをおめくりください。

請願第1号、御嵩町議会議員 高山由行殿。

請願書。

紹介議員、伏屋光幸、福井俊雄、奥村悟。御嵩町比衣。令和2年10月2日。

洞自治会 可児市兼山字古城山地内他 20 ヘクタール余の広大な太陽光発電開発事業計画に反対する住民代表。

御嵩町比衣 941 番地、亀谷義信。御嵩町比衣 892 番地、亀谷充市。御嵩町比衣 1041 番地、亀谷達也。御嵩町比衣 1155-1 番地、洞谷要。御嵩町比衣 1052 番地、亀谷忍。

可児、御嵩地区では、最大規模の太陽光発電施設を兼山字古城山に計画されています。今回のケースは、森林を大幅に伐採するもので、山の保水力がなくなり、洞地区に土砂崩れや水害が起こる危険性がかなり高まります。また、発電施設に設置されるパネルによって、里山の景観への影響や、大切な希少生物が生息するこの場所は、現状のまま保全されるべき場所であると思っています。

先代より受け継いできた、豊かな自然環境を守り続けていくためにも洞地区の住民は大規模太陽光発電施設の計画に反対しています。

御嵩町議会議員の皆様に、洞住民の意思をくみ取ってくださいますようお願い申し上げます。

本開発計画反対の請願書（洞住民の署名）をもって意思表示とさせていただきます。

令和2年10月2日。住民代表、亀谷義信、亀谷充市、亀谷達也、洞谷要、亀谷忍。

以降、3ページ、4ページには署名簿が掲載されております。

引き続き、請願第2号を朗読します。

御嵩町議会議員 高山由行殿。

請願書。

紹介議員、伏屋光幸、福井俊雄、奥村悟。令和2年10月2日。

山田自治会 可児市兼山字古城山地内他 20 ヘクタール余の広大なる太陽光発電開発事業計画に反対する住民代表。

御嵩町伏見 1461 番地、奥村幸美。御嵩町伏見 1490 番地、加納洋。御嵩町伏見 1369 番地 2、水野宏治。御嵩町伏見 1516 番地、奥村剛。御嵩町伏見 1078 番地 1、三宅克治。

山田自治会住民は、旧可児郡兼山町時代から古城山一帯の開発計画が幾度も自治会に示されてまいりました。学園都市構想、住宅団地構想と、最近においては、太陽光発電開発構想が示されてまいりましたが、全ての開発計画に自治会上げて賛成同意なく反対意思を貫いてまいりました。

住民の生活を守る、恵まれた自然環境の中で生きていくことを第一に考え、今日まで生活してまいりました。

今回、A C 9 合同会社（A m p が本事業のため設立した法人）開発計画地の古城山一帯 20 ヘクタールの山林、一部農地は、今まで山田地域が自然環境と生活を守り抜いた最後のとりでであると思います。

御嵩町議会議員の皆様に、私たち山田住民の意思をくみ取ってくださいますよう、お願い申し上げます。

本開発計画反対の請願書（山田住民の方々の署名）をもって意思表示とさせていただきます。

令和 2 年 10 月 2 日。住民代表、奥村幸美、加納洋、水野宏治、奥村剛、三宅克治。

以降、7 ページ、8 ページには署名簿を掲載しております。

以上で朗読を終わらせていただきます。

議長（高山由行君）

朗読が終わりましたので、請願第 1 号及び請願第 2 号について、紹介議員より説明を求めます。

6 番 伏屋光幸君。

6 番（伏屋光幸君）

伏見山田地区と洞地区自治会から出ている件について、請願第 1 号、2 号とありますが、内容あるいは同じ場所であるということで、一つにまとめて報告させていただきます。

先ほど説明がありましたように、令和 2 年 10 月 2 日に高山議長に両地区より請願書が提出されています。内容については、前回一般質問で説明をしたように、嘆願書の内容と内容的には変わっておりません。

皆さん、我々伏見地区の議員 3 名が紹介議員になったのは、やはり伏見の住民の切実な気持ち、これから生活していくための訴えであると思っております。内容には鋭い意見が書いてありませんが、私はこの事業を中止してほしいということだというふう解釈して応援を

いたします。

また、委員会等で説明をいたしますので、今回は反対であるということだけ申し上げておきたいと思います。以上です。

議長（高山由行君）

ただいま議題としております請願第1号及び請願第2号につきましては、令和2年11月13日の議会運営委員会において総務建設産業常任委員会にその審査を付託することを決定していただきました。

お諮りします。この請願2件につきましては、総務建設産業常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、請願第1号及び請願第2号は、総務建設産業常任委員会にその審査を付託することに決定しました。

散会の宣告

議長（高山由行君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は12月8日、午前9時より開会しますので、よろしく申し上げます。

これにて散会いたします。御苦労さまでございました。

午前11時01分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 高 山 由 行

署 名 議 員 山 田 儀 雄